

緑化の手引

**一定規模の工場・事業場を設置する場合、
条例に基づく緑化および届出が必要です。**

1 緑地の設置が必要となる工場・事業場

敷地面積500㎡以上の工場・事業場

ただし、次の場合は除きます。

- 工場立地法の対象となる工場（敷地面積9,000㎡以上の工場など）
- 建築物がない場合
- 以下の建築物のみを設置する場合
 - ・ 地下や高架の工作物内に設ける事務所、店舗、倉庫など
 - ・ 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場など
 - ・ 仮設店舗、仮設興行場など
 - ・ 物置、簡易トイレなど
 - ・ 共同住宅（店舗併用の場合は、共同住宅部分の面積が大きいもの）

他の法令により、本条例とは別に緑化や届出が必要な場合がありますので
次の場合は各所管課にお問い合わせください。

- 敷地面積10,000㎡以上の工場・流通施設など
⇒ 千葉県自然環境保全条例による緑化協定
千葉県 生活環境部 自然保護課 （043-223-2971）
- 敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場
⇒ 工場立地法による緑化
市川市 経済観光部 商工業振興課 （047-711-3691）
- 事業面積300㎡以上の共同住宅など
⇒ 宅地開発条例による緑化
市川市 街づくり部 公園緑地課 （047-712-6366）

2 緑化基準

● 緑地率（緑地面積）

工場・事業場の敷地面積に対し、敷地内に、次に掲げる緑地率に応じた面積の緑化を行ってください。

業種区分については、その敷地において実際に行う事業内容により判断してください。例えば、製造業を営む事業者でも、倉庫や営業所だけを設置する場合、事業場の区分となり緑地率は一律10%以上となります。

業種区分	用途地域	緑地率
工場	工業専用地域	10%以上
	工業地域、準工業地域	15%以上
	その他の地域（住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、市街化調整区域）	20%以上
事業場	一律（用途地域による区分はありません）	10%以上

※工場…製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、鉱業、廃棄物処理業
事業場…工場以外の事業所

● 植栽密度

植栽密度は、緑地面積10㎡あたり高木1本以上および中低木10本以上とします。

- ・高木とは成木に達した時の高さが4m以上になる樹木、中低木とは4m未満の樹木をいいます
植栽時にそれぞれの高さである必要はありません
- ・生垣、緑化施設を設置する場合、それらを除いた部分の緑地に対して植栽密度の規定が適用されます

3 緑地面積の算定

緑地面積の算定については、次の方法により行ってください。

● 縁石や通路などで区画されているもの

- ・区画された土地の面積

● 縁石や通路などで区画されていないもの

- ・緑地の外側にある各樹木の幹を直線で結び、線で囲まれた土地の面積

● 共通事項

- ・法面（斜面）を緑化したときは、法面（斜面）の水平投影面積を緑地面積として算定します
- ・単独の樹木や、樹冠が区画を越える樹木については、樹冠の水平投影面積を緑地面積として算定することができます（ただし他の緑地と重なる部分は算定することができません）
- ・裸地の部分については、緑地面積に含めることはできません

緑化基準を満たすことが難しい場合

● 並木、生け垣

並木、生け垣については、実際の幅に関わらず 1 m と見なし、両端の樹木に沿って測った距離に 1 m を乗じた面積を緑地面積として算定することができます。

ただし、距離を測った面が、他の緑地や緑化施設と接していない部分に限ります。

● 緑化施設

以下に該当する場合などには、必要緑地面積の 1 / 4 まで、芝などの地被植物、屋上緑化、壁面緑化などの緑化施設の面積を、緑地面積に算入することができます。

- ・既設の建物等を利用して工場・事業場を新設する場合
- ・消防法など他の法令により緑化に制限がある場合
- ・商業地域・近隣商業地域に工場・事業場を設置する場合
- ・学校などにおいて校庭への芝の敷設などにより砂じんの飛散防止対策となる場合

緑化施設は、表面が被われている部分の面積を緑化施設の面積として算定します。壁面緑化については、緑化しようとする壁面の高さに関わらず、その水平距離に 1 m を乗じた面積を緑化施設の面積とします。

4 届出書類

● 工場・事業場を設置するとき

- ・届出書類 工場等緑化（変更）届出書（様式第20号）、別紙 緑化計画
- ・添付書類 付近見取図、緑化計画図、植栽図、緑地面積算定表（求積図）
- ・届出時期 工場・事業場の工事または着手予定日の30日前まで
- ・提出部数 2部

● 緑化計画などを変更するとき

- ・「工場・事業場を設置するとき」に同じ
- 添付書類は、変更がない部分については提出を省略できます

● 緑化を完了したとき

- ・届出書類 工場等緑化完了届出書（様式第21号）
- ・添付書類 なし
- ・届出時期 緑化完了後すみやかに
- ・提出部数 2部

● 工場・事業場を廃止するとき

- ・提出する様式はありませんが、工場・事業場が廃止されることをご一報ください

5 緑化計画上の留意点

- 緑地は主に敷地の外周部分に設置してください
- 将来、複層混交林となるようバランスよく、かつ敷地の全体について平均的に植栽してください
- 将来にわたり樹木等が良好に生育できるよう日照や良好な土壌環境の確保等に配慮して植栽を行ってください
- 近隣への日照障害、枝葉の越境等、周辺に悪影響を及ぼさないよう植栽を行ってください
- 市川市なし赤星病防止条例により、ビャクシン類の植栽規制地域ではビャクシン類の植栽などが禁止されているため、樹種の選定の際には十分に注意してください（農業振興課 047-711-1141）
- 敷地について、敷地が道路などにより二分されていても、生産工程上、環境保全上、または管理運営上 一体をなしている場合は一団の敷地とし、合わせて500㎡以上ある場合は緑地の設置が必要となります

緑化は、人々の生活にうおいや安らぎを与え、快適な都市環境を形成する上で非常に大きな要素の一つとなります。

なかでも工場や事業場の緑化には、大気の浄化や騒音・振動の軽減などの効果により、事業所とその周辺環境との調和を図る重要な役割があります。また、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透の促進など地域環境を維持、改善するとともに、従業員の勤労意欲の増進や、企業イメージの向上にも寄与するものです。

市川市では「市川市環境保全条例」において「工場等の緑化に関する措置」の規定を設け工場・事業場の緑化を推進しております。

事業者の方々には、条例の趣旨や緑化の意義、必要性を十分にご理解いただき、積極的に緑化に努められますようお願いいたします。

問合わせ先（書類の提出先）

〒272-8501

市川市南八幡2-20-2

市川市役所 環境部 生活環境保全課

TEL 047-712-6312

FAX 047-712-6316